



運動部活動外部指導者活用 Q&A



Q 外部指導者を探しているのですが？

A 学校がある地域では、多くの方が様々なスポーツにかかわっております。そのような方をお願いすることが望ましいのですが、どうしても見当たらないときは、スポーツリーダーバンクを活用する方法があります。

* スポーツリーダーバンク

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/sport/bank/bank.htm>

Q どのような方をお願いすれば・・・？

A 外部指導者は、運動部活動を通して直接生徒の指導に携わるわけですから、次のような方がふさわしいでしょう

学校の指導方針を理解し、顧問と協力しながら熱心に指導してくれる人

ボランティア活動に理解のある人で、その種目の技能や指導力に優れ、日ごろから継続して指導できる人

日本体育協会等のスポーツ指導員や公認コーチの資格を有している人

Q 活用するに当たって留意することは？

A 外部指導者を活用するに当たっては、事前に学校の方針や指導の在り方、役割や条件、人選や委嘱の仕方などについて「外部指導者活用規程」をつくり、全教職員の共通理解を図ることが大切です。

その際、生徒や保護者の意見を十分に考慮するとともに、中体連や高体連の「外部指導者の規程」等を参考にし、大会における外部指導者の位置付けや役割についてはっきりさせ、**委嘱**については学校長が行ってください。

委嘱状(例)

殿

貴殿を本校 部の運動部活動外部
指導者に委嘱します

任期は委嘱日から平成 年 月 日
までとする

平成 年 月 日

学校長 公印

外部指導者活用規程(例)

- 1 活用には当たっては、生徒と顧問の意見を考慮し、校長と顧問並びに外部指導者の十分な話し合いのもと決定する。
- 2 任期は年度内とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委嘱は校長が行ない、委嘱状を交付する。
- 4 保険に加入することを義務付ける。
- 5 外部指導者との連携を図るため、連絡協議会等を設置する。
- 6 研修会 講習会へ積極的に参加させる。

Q 連携はどのように図ればよいのですか？

A 外部指導者の活動を全教職員が承知していることはもちろんですが、**「連絡協議会」**を設置し定期的に会合を開き、役割分担や指導の在り方、さらには練習試合や公式戦へ参加する場合などについて確認し合うことが大切です。

連絡協議会 (構成例) 校長, 教頭, 事務長, 外部指導者, 特活部長, 体育主任, 各部顧問等で構成

Q 顧問との役割分担は？

A 運動部活動は学校教育活動の一環として行うものですから、運営方針や活動計画等は顧問が中心となり、外部指導者の意見を取り入れながら作成することが大切です。また、技術指導に関しては、外部指導者に委ねる部分が多くなるかと思いますが、両者の間で食い違いがないよう、十分な話し合いのもとに行ってください。

Q 大会等ベンチ入りするときの注意点は？

A 外部指導者のベンチ入りについての規定は、各種大会、各競技団体において若干の違いがあります。大会要項等で確認するとともに、詳細については、大会事務局に問い合わせてください。

Q 保険の加入については？

A 外部指導者を活用する場合には、本人のけがや事故等万が一に備えて保険に加入することが不可欠となります。詳しくは下記に問い合わせてください。

【問い合わせ先】

保健体育課学校体育担当
TEL 029-301-5353
中体連事務局
TEL 029-248-5363
高体連事務局
TEL 029-300-5012

Q 謝金 交通費等は？

A 各学校において十分な話し合いが必要です。また、練習試合や公式戦及び研修会・講習会等に参加する時の交通費に関しては、特に考慮が必要です。



茨城県教育庁保健体育課 学校体育担当



〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029(301)5353 FAX 029(301)5369
E-mail hotai@pref.ibaraki.lg.jp